

令和6年度

水 質 検 査 計 画

三股町 環境水道課

目次

○はじめに

1. 三股町水道事業の概要	2
2. 水質検査計画	5
(1) 水質検査の基本方針	5
(2) 検査項目及び検査頻度	5
(3) 採水地点	6
(4) 臨時の水質検査	7
(5) 水質検査の委託内容	7
(6) 水質検査において留意する事項	7
3. 検査計画及び検査結果の公表とお客様の声	8
4. 関係者との連携	8
5. 令和6年度水質検査計画	9、10

参考資料

水道施設位置図（中央地区，長田地区）

<はじめに>

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画の策定の背景

平成16年4月1日に施行された水質基準に関する省令において、全国的にみれば検出率は低い物質（項目）であっても、地域、原水の種類や浄水方法により人の健康の保護又は生活上の支障を生じるおそれのあるものについては、すべて水道法第4条の水質基準項目として設定されました。また、それに伴い、水質検査においては、各水道事業者が状況に応じて省略することも可能とされました。そのため、水質基準項目ごとの採水の場所、検査頻度並びに検査省略可能項目についての規定が設けられ、さらに、水質検査の透明性を確保するため、検査頻度や検査項目について、その理由等を記載する水質検査計画を策定し、町民の皆様により安心してお使い頂けるよう公表することとされました。

2. 三股町水道事業の概要

(1) 三股町水道事業のあゆみ

三股町の上水道事業は、昭和35年8月に創設認可を受け、同36年7月より給水人口5,000人、計画給水量750m³/日の規模で事業を開始してから63年が経過しました。この間、6次にわたる拡張事業を実施し、中央浄水場では、計画給水量10,770/m³日の施設規模となっています。

また、平成18年度より長田簡易水道事業整備を行い、平成21年度に三股町上水道へ事業統合を行いました。長田浄水配水場は計画給水量230/m³日の施設規模となっています。

本町の配水管延長は、拡張事業および長田区域への管布設の結果253km(令和4年度末現在)を超えました。現在は主に老朽管の布設替えをすすめています。

(2) 給水状況と水道施設のあらまし

三股町中央浄水場は沖水川周辺に設置された9箇所の取水井(深井戸)から地下水を取水しています。浄水場で塩素消毒を行った後、中央第4配水池を經由し、中央第2・第3配水池及び中央高区配水池に送水。中央第2・第3配水池からは自然流下方式、中央高区配水池・第3配水池からは自然流下・ポンプ圧送併用方式で皆さんの自宅や事業所などに給水しています。

長田浄水配水場においても、沖水川周辺に設置された2箇所の取水井(深井戸)から地下水を取水しています。浄水設備で塩素消毒を行った後、場内の配水池より、自然流下・ポンプ圧送併用方式で給水しています。

○給水状況(令和4年度水道統計)

給水区域内人口	25,920人
給水世帯数	10,322世帯
普及率	100.0%
計画1日最大給水量(施設能力)	11,000m ³
1日最大給水量	9,361m ³
年間給水量	3,103千m ³

○主な水道施設の概要

1) 浄水場

三股町中央浄水場	所在地	三股町大字樺山後畑3718番地1
	施設能力	10,770m ³ /日
	浄水池容量	560m ³ (SUS製280m ³ ×2基)
	使用薬品	消毒剤一次亜塩素酸ナトリウム
三股町長田浄水配水場	所在地	三股町大字長田字大八重5296番地89
	施設能力	230m ³ /日
	浄水池容量	243m ³ (SUS製243m ³ ×1基)
	使用薬品	消毒剤一次亜塩素酸ナトリウム

2) 配水池

中央低区第2配水池	所在地	三股町大字樺山後畑3689番地1
	容量	2,000m ³ (PC造)
中央低区第3配水池	所在地	三股町大字樺山後畑3696番地1
	容量	1,000m ³ (PC造)
中央低区第4配水池	所在地	三股町大字樺山後畑3717番地2
	容量	2,000m ³ (SUS造)
中央高区配水池	所在地	三股町大字樺山射場迫3813番地7
	容量	400m ³ (RC造)

長田地区浄配水池	所在地	三股町大字長田字大八重5296番地89
	容量	243m ³ (SUS造)

3) 加圧ポンプ施設

中央高区加圧ポンプ場	所在地	三股町大字樺山後畑3696番地1
	施設能力	15 k w × 4台
寺柱加圧ポンプ場	所在地	三股町大字宮村前畑1195番地
	施設能力	7.5 k w × 2台
長田第1加圧ポンプ	所在地	三股町大字長田字大八重5296番地89
	施設能力	3.7 k w × 2台
長田第2加圧ポンプ	所在地	三股町大字長田字内ノ木場5092番地8地先
	施設能力	0.75 k w × 1台

4) 減圧施設

長田第1減圧施設	所在地	三股町大字長田字政矢谷5515番地10地先
	施設能力	減圧弁 φ 150mm × 1基
長田第2減圧施設	所在地	三股町大字長田字御崎原4695番地2
	施設能力	減圧弁 φ 150mm × 1基
長田第3減圧施設	所在地	三股町大字長田字天木野6439番地3
	施設能力	減圧弁 φ 150mm × 1基

5) 取水井 (深井戸)

井戸名	さく井年月	口径	深度
中央2号井	S. 4 0 . 1 0	2 5 0 A	1 0 0 m
中央3号井	S. 4 0 . 1 0	2 5 0 A	1 0 0 m
中央4号井	S. 4 6 . 9	2 5 0 A	5 6 . 5 m
中央5号井	S. 5 1 . 1 2	3 5 0 A	6 0 m
中央6号井	S. 6 2 . 7	3 0 0 A	7 0 m
中央7号井	S. 5 8 . 1 1	3 5 0 A	7 0 m
中央8号井	S. 6 3 . 3	3 0 0 A	7 0 m
中央9号井	H. 2 3 . 3	3 0 0 A	9 0 m
北部2号井	S. 4 5	3 0 0 A	6 1 m
長田第1水源	H. 1 9 . 3	2 0 0 A	6 1 m
長田第2水源	H. 1 7 . 3	2 0 0 A	6 1 m

3. 水質検査計画

(1) 水質検査の基本方針

- ① 検査地点は、水質基準が適用される蛇口に加えて、浄水場及び水源とします。
- ② 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、検査計画に位置づけることが望ましいとされている水質管理目標設定項目、及び三股町が独自に行う水質項目とします。
- ③ 検査頻度は、水道法及び本町の過去10年間の水質検査結果等に基づいて、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

(2) 検査項目及び検査頻度

① 浄水の検査（法令検査）

○ 毎日検査（毎日行わなければならない検査）

1日1回、町内7箇所の給水栓において、色・濁り・異常な臭味・塩素の残留効果（残留塩素）の検査を行います。

また、浄水場や水源地、ポンプ場においても原水濁度・原水p h・残留塩素濃度を常時監視しています。

○ 毎月検査（毎月行わなければならない検査）

1ヶ月に1回、町内3箇所の給水栓において、水質変化の指標となる10項目の水質検査を行います。

○ 省略不可能項目（検査頻度を省略できない24項目）

3ヶ月に1回、町内3箇所の給水栓において、省略不可能項目について水質検査を行います。

○ 水質基準項目（水質基準の全52項目）

1年に1回、町内3箇所の給水栓において、水質基準項目（全52項目）について水質検査を行います。

過去の検査結果にもとづき、3年に1回以上に検査頻度を緩和することができますが、安全性を確認するため1年に1回実施します。

○ 水質管理目標設定項目

浄水中で一定の検出実績はあるが、毒性評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、または現在まで浄水中では水質基準とする必要があるようなレベルの濃度で検出されていないが、今後、一定濃度を超えて検出される可能性があるものなど、水質管理上留意すべき項目について検査を行います。

②原水の検査

○水質基準項目

最も水質が悪化する時期を考慮して、水質基準項目のうち消毒副生成物を除いた40項目の水質検査を行います。

○クリプトスポリジウム指標菌検査

クリプトスポリジウム（病原微生物）の指標である菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の検査を毎月行います。

検査項目	検査頻度	採水地点
毎日検査 色・濁り・臭味・残留塩素	毎日	町内7箇所の給水栓 (D・E・F・G・H・I・J地点)
毎月検査 水質基準10項目	毎月	町内3箇所の給水栓 (A・B・C地点)
省略不可能項目 水質基準24項目	年3回	町内3箇所の給水栓 (A・B・C地点)
水質基準項目 水質基準52項目	年1回	町内3箇所の給水栓 (A・B・C地点)
水質基準項目（原水） 水質基準40項目	年1回	中央浄水場 長田第一及び長田第二水源
指標菌検査（原水） 大腸菌・嫌気性芽胞菌	毎月	中央浄水場 長田第一及び長田第二水源
水質管理目標設定項目（原水・浄水）	年1回 <small>※但し長田水源 については隔年交互とする。</small>	中央浄水場及び長田水源

(3) 採水地点

①浄水

水質基準項目の検査を実施する末端の給水栓を3地点設定しました。

また、毎日検査を行う末端の給水栓を7地点設定しました。

水質基準項目 A地点・・・前目児童公園（低区の末端）

B地点・・・小鷺巣集落センター（高区の末端）

C地点・・・大野集落センター（長田地区）

毎日検査 D地点・・・宮村地区

H地点・・・大野地区

E地点・・・植木地区

I地点・・・大八重地区

F地点・・・蓼池地区

J地点・・・東原地区

G地点・・・梶山地区

②原水

水源の水質を確認するため、浄水場で採水し検査を行います。

(4) 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、蛇口の水で水質基準を超える恐れがある場合には、直ちに取水又は給水を停止し、必要に応じて水源、浄水場及び蛇口等から採水し、臨時の水質検査を行います。検査項目は、基本的に全52項目の検査を行います。

- ① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき
- ② 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき
- ③ 給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 魚が死んで多数の浮上があるとき
- ⑤ その他特に必要があると認められたとき

※臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

(5) 水質検査の委託内容

採水・水質検査・成績書の発行までの業務を水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録機関に委託して行います。

委託先の選定については、検査制度と信頼性を重視します。

- ① 水道水質検査においては、その精度と信頼性の保証は極めて重要です。このため、本町が加入している（社）日本水道協会は水道G L P（優良試験所基準）を定めましたので、G L Pの考え方を取り入れた体制を導入します。
- ② 水質基準項目において、全ての項目が自社分析できる検査機関とします。
- ③ 臨時の水質検査において、少なくとも3日～4日で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関とします。

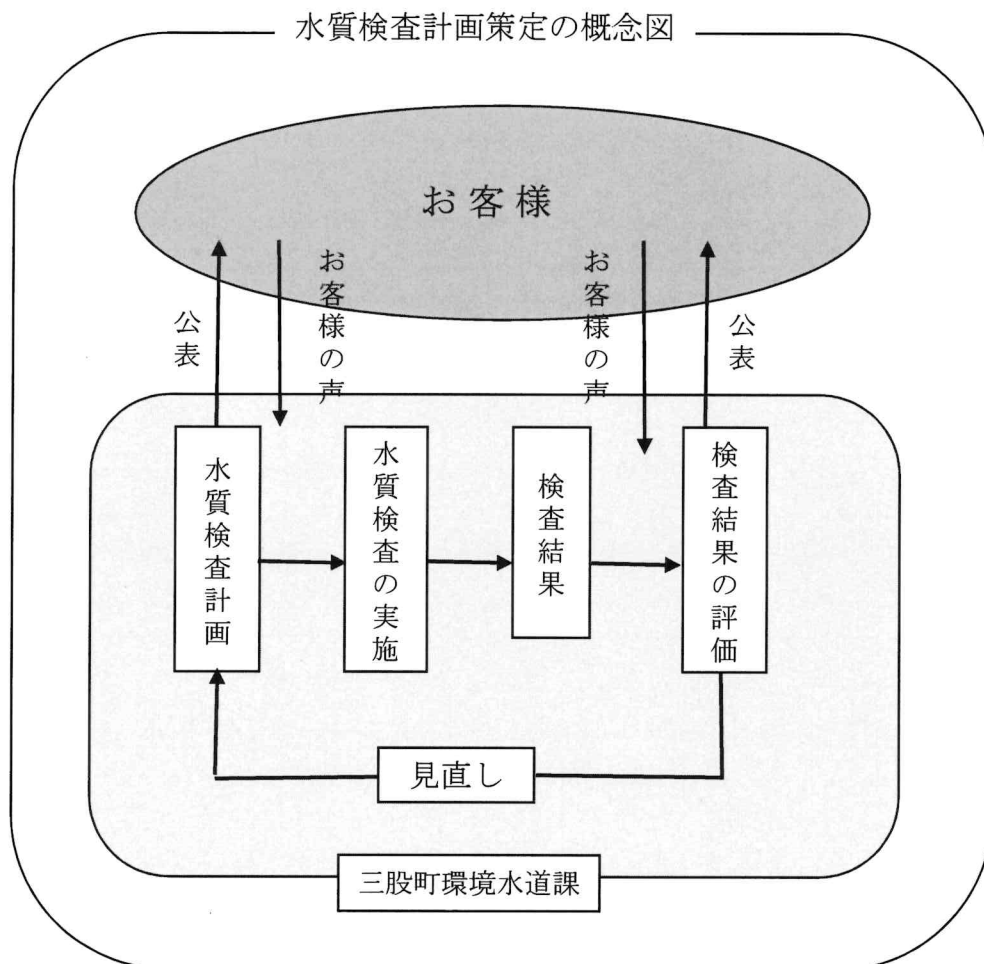
(6) 水質管理において留意する事項

- ① 浄水の水質検査結果を基に、水質の安全性を判定し評価を行います。また、原水に関しても同様の評価を行って、浄水管理の指標とします。
- ② 水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮して毎年見直しを実施していきます。
- ③ 検査計画外の項目に関しては、必要があれば臨時の水質検査として取り入れていきます。

4. 水質検査計画及び検査結果の公表とお客様の声

安全でおいしい水を提供するために、三股町環境水道課では水質検査計画と検査結果を三股町ホームページ及び環境水道課窓口で公表します。また、これらの事項につきましては、町民の皆様からご意見をいただいて、水質検査計画の見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。

お客様からの声や、水質検査結果を次年度の水質検査計画に反映させていくため、下図のような流れで見直しを行いますので、皆様のご意見をいただければ幸いです。



5. 関係者との連携

本町は、水道水の安全性を確保していくため、県関係部局や保健所及び近隣市町との連絡調整を行い、水質保全に万全を期しています。

令和6年度水質検査計画

番号	定期検査項目	省略の可否	基本検査頻度	最少検査頻度	基準値 (mg/l)	過去10年間の中央地区 最大値	過去10年間の長田地区 最大値	毎日検査	毎月検査	省略不可能項目 (3ヶ月に1回)	基準項目 (1年に1回)	基準項目 (原水・年に1回)	検査実施回数	設定理由等
基1	一般細菌	不可	1回/月	1回/月	100個/ml	2	13		○	○	○	○	12回	水道法に基づく検査頻度
基2	大腸菌	不可	1回/月	1回/月	不検出	不検出	不検出		○	○	○	○	12回	水道法に基づく検査頻度
基3	カドミウム及びその化合物				0.003	0.0003未満	0.0003未満				○	○	1回	安全性確認のため
基4	水銀及びその化合物				0.0005	0.00005未満	0.00005未満				○	○		
基5	セレン及びその化合物				0.01	0.001未満	0.001未満				○	○		
基6	鉛及びその化合物				0.01	0.001未満	0.001未満				○	○		
基7	ヒ素及びその化合物				0.01	0.001未満	0.001未満				○	○		
基8	六価クロム化合物				0.02	0.005未満	0.005未満				○	○		
基9	亜硝酸態窒素	不可			0.04	0.004未満	0.004未満			○	○	○		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可			0.01	0.001未満	0.001未満			○	○	○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可			10	1.0	1.4			○	○	○		
基12	フッ素及びその化合物				0.8	0.08未満	0.08未満				○	○		
基13	ホウ素及びその化合物				1.0	0.1未満	0.07				○	○	1回	安全性確認のため
基14	四塩化炭素				0.002	0.0002未満	0.0002未満				○	○		
基15	1,4-ジオキサン				0.05	0.005未満	0.005未満				○	○		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				0.04	0.004未満	0.004未満				○	○		
基17	ジクロロメタン				0.02	0.002未満	0.002未満				○	○		
基18	テトラクロロエチレン				0.01	0.001未満	0.001未満				○	○		
基19	トリクロロエチレン				0.01	0.001未満	0.001未満				○	○		
基20	ベンゼン				0.01	0.001未満	0.001未満				○	○		
基21	塩素酸	不可	1回/3月		0.6	0.06未満	0.32			○	○	○		
基22	クロ酢酸	不可			0.02	0.002未満	0.002未満			○	○	○		
基23	クロホルム	不可			0.06	0.001未満	0.001未満			○	○	○		
基24	ジクロロ酢酸	不可			0.03	0.003未満	0.003未満			○	○	○		
基25	ジブromクロロメタン	不可			0.1	0.001未満	0.001未満			○	○	○		
基26	臭素酸	不可	1回/3月		0.01	0.001未満	0.001未満			○	○	○		
基27	総トリハロメタン	不可			0.1	0.001未満	0.001未満			○	○	○		
基28	トリクロロ酢酸	不可			0.03	0.003未満	0.003未満			○	○	○		
基29	ブromジクロロメタン	不可			0.03	0.001未満	0.001未満			○	○	○		
基30	ブromホルム	不可			0.09	0.001未満	0.001未満			○	○	○		
基31	ホルムアルデヒド	不可			0.08	0.008未満	0.008未満			○	○	○		
基32	亜鉛及びその化合物				1.0	0.01未満	0.01未満				○	○	1回	安全性確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物				0.2	0.02未満	0.02未満				○	○		
基34	鉄及びその化合物				0.3	0.03未満	0.03未満				○	○		
基35	銅及びその化合物				1.0	0.02	0.1未満				○	○		
基36	ナトリウム及びその化合物				200	8	7.5				○	○		
基37	マンガン及びその化合物				0.05	0.005未満	0.005未満				○	○		
基38	塩化物イオン	不可	1回/月	1回/月	200	5.2	4.5		○	○	○	○	12回	水道法
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)				300	33	25				○	○		
基40	蒸発残留物				500	123	89				○	○	1回	安全性確認のため
基41	陰イオン界面活性剤				0.2	0.02未満	0.02未満				○	○		
基42	ジェオスミン		藻類繁殖期に月1回	1回/3年	0.00001	0.000001未満	0.000001未満				○	○	1回	藻類が発生する時期に検査
基43	2-メチルイソボルネオール				0.00001	0.000001未満	0.000001未満				○	○	12回	水道法に基づく検査頻度
基44	非イオン界面活性剤		1回/3月		0.02	0.002未満	0.002未満				○	○		
基45	フェノール類				0.005	0.0005未満	0.0005未満				○	○		
基46	有機物等(全有機炭素の量)	不可			3	0.5	0.7		○	○	○	○		
基47	pH値	不可		自動連続測定をしている場合 1回/3月	5.8~8.6	7.1	7.2		○	○	○	○		
基48	味	不可			異常でない	異常でない	異常でない		○	○	○	○		
基49	臭気	不可	1回/月		異常でない	異常でない	異常でない		○	○	○	○		
基50	色度	不可			5	1	2		○	○	○	○		
基51	濁度	不可			2	0.2	0.2		○	○	○	○		
毎1	色	不可						○					365回	水道法に基づく検査頻度
毎2	濁り	不可	1回/日	1回/日				○						
毎3	異常な臭味	不可						○						
毎4	消毒の残留効果(残留塩素濃度)	不可						○	○	○	○			

説明 : 1.「○」が検査する項目です。

令和6年度水質検査計画 水質管理目標設定項目

番号	項目	目標値 (mg/l)	検査 実施回数	備考
目1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	1	無機物/重金属
目2	ウラン及びその化合物	※0.002以下	1	
目3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	1	
目4				一般有機物
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	1	
目6				
目7				
目8	トルエン	0.4以下	1	
目9	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	0.08以下	1	消毒副生成物
目10			原水では検査出来ないため省略	
目11				
目12			使用していないため検査を省略	消毒剤
目13	ジクロロアセトニトリル	※0.01以下	1	消毒副生成物
目14	抱水クロール	※0.02以下	1	
目15	農薬類(91項目)	1以下	1	農薬
目16			原水では検査出来ないため省略	臭気
目17			水質基準項目として検査を実施	味
目18				着色
目19	遊離炭酸	20以下	1	味
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3以下	1	臭気
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02以下	1	一般有機物
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	水質基準項目として検査を実施	味
目23	臭気強度(TON)	3以下	1	臭気
目24			水質基準項目として検査を実施	味
目25				基礎的性状
目26	PH値	7.5程度		腐食
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上	1	腐食
目28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下	1	指標
目29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	1	
目30			1	
目31	PFOS・PFOA	0.00005以下	1	

説明 : 1.「※」は暫定値を示します。

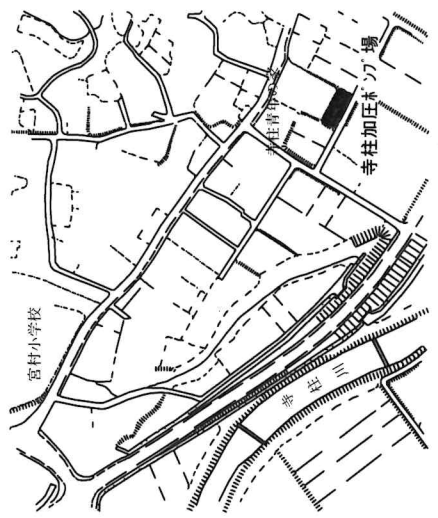
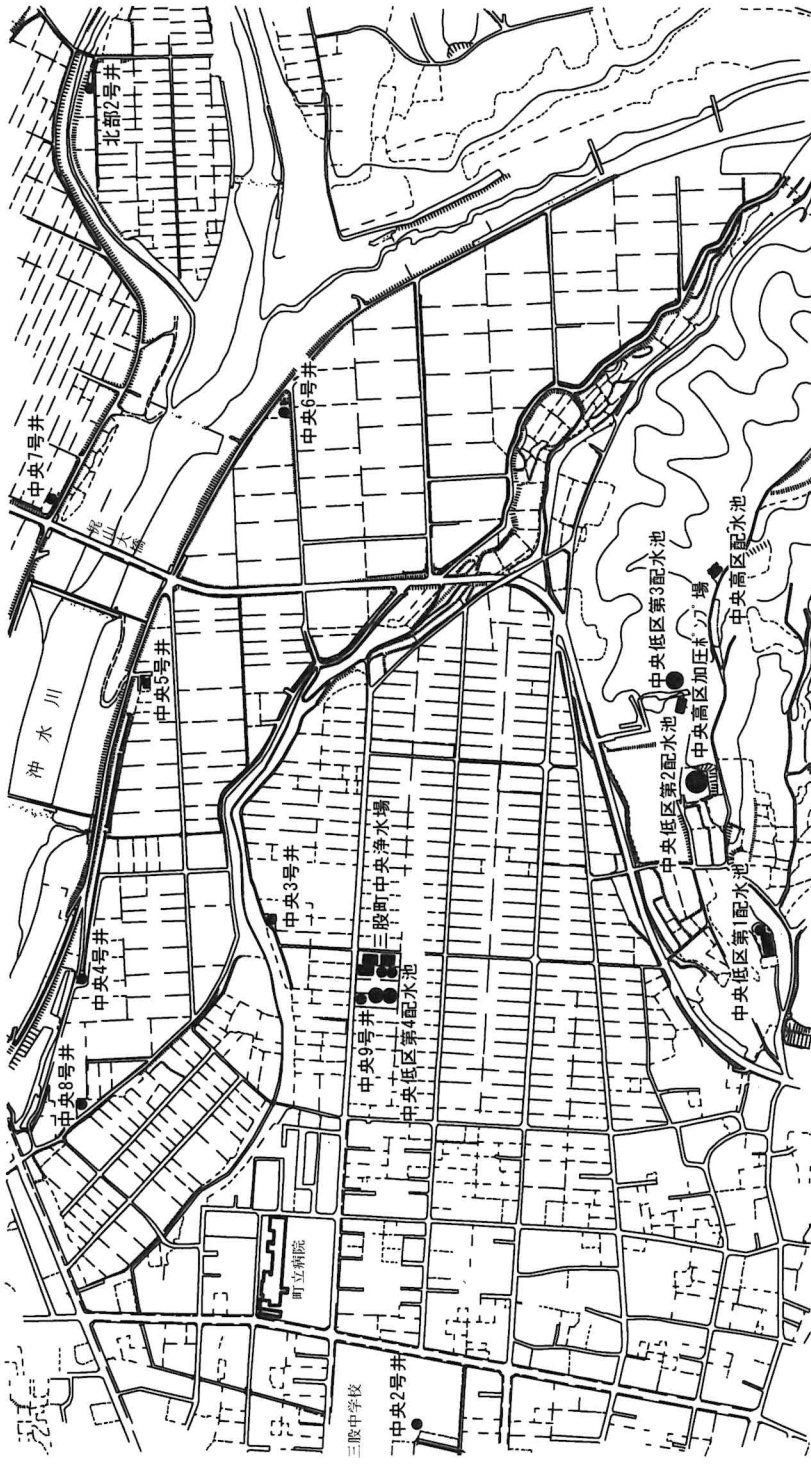
(参考資料)水質基準項目の説明

区分	項目	基準値 (mg/l)	説明
病原生物の指標	1 一般細菌	100個/ml以下	水の一般的清浄度を示す指標です。著しく増加した場合にはし尿、下水、排水等による病原生物に汚染されている疑いがあります。一般には、塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。
	2 大腸菌	不検出	水系感染症の主な病原菌は人や動物の糞便に由来しており、大腸菌が検出された場合には、病原生物に汚染されている疑いがあります。一般には、塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。
無機物質・重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003	蓄積性の有害物質で、長期間にわたり摂取すると腎機能障害や骨障害をもたらします。イタイイタイ病の原因物質として知られています。自然界に広く分布。鉱山、工場排水混入の恐れ。
	4 水銀及びその化合物	0.0005	急性中毒の場合は口内炎、下痢、腎障害。慢性中毒では貧血、白血球減少、手足の知覚喪失の症状となります。水俣病は、有機水銀であるメチル水銀が原因で発生したことが知られています。自然水中ではほとんど検出されません。工場排水混入の恐れ。
	5 セレン及びその化合物	0.01	金属セレンは毒性は少ないが、化合物には猛毒のものが多い。粘膜に刺激を与え、胃腸障害、肺炎などの症状を起こします。鉱山や工場排水混入の恐れ。
	6 鉛及びその化合物	0.01	神経系の障害や貧血、頭痛、食欲不振などの中毒症状を起こすことが知られています。
	7 ヒ素及びその化合物	0.01	蓄積性があり、感覚異常や皮膚の角化、末梢性神経症などを起こします。農薬、殺虫剤、医薬品、除草剤混入の恐れ。
	8 六価クロム化合物	0.02	六価クロムは毒性が強く、多量に摂取した場合は、嘔吐、下痢、尿毒症などの症状を起こします。鉱山、工場排水混入の恐れ。
	9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	強い毒性があり、口から摂取すると粘膜が急速に吸収され、頭痛、吐気、痙攣等を起こします。シアン化カリウムは青酸剤として知られています。自然水中ではほとんど検出されません。工場排水混入の恐れ。
	10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水などに含まれる窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質になります。高濃度に含まれると幼児にメヘンゲル症(チアノーゼ)を起こすことがあります。基準値は二つの合計値です。
	11 フッ素及びその化合物	0.8	温泉地帯の地下水や河川水に多く含まれることがあります。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に摂取すると斑状歯の原因になります。
	12 ホウ素及びその化合物	1.0	中毒症状は、下痢、嘔吐などを起こします。ホウ素酸は刺激が少なく温和な消毒剤として使用されてきましたが、傷のある皮膚や粘膜などから速やかに吸収され、中毒症状を引き起こします。現在では、目の洗浄や消毒のみに使用されています。工場排水混入の恐れ。
一般有機化学物質	13 四塩化炭素	0.002	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂材、塗装、ドライクリーニングなどに使用され、地下水を汚染する物質で、発癌性があることが知られています。
	14 1,4-ジオキサン	0.05	
	15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	
	16 ジクロロメタン	0.02	
	17 テトラクロロエチレン	0.01	
	18 トリクロロエチレン	0.01	
	19 ベンゼン	0.01	
消毒副生成物	20 塩素酸	0.6	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される副生成物です。中でもクロホルム、ジプロモクロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムはトリハロメタンと呼ばれ、発癌性があることが知られています。
	21 クロロ酢酸	0.02	
	22 クロロホルム	0.06	
	23 ジクロロ酢酸	0.03	
	24 ジプロモクロロメタン	0.1	
	25 臭素酸	0.01	
	26 総トリハロメタン	0.1	
	27 トリクロロ酢酸	0.03	
	28 プロモジクロロメタン	0.03	
	29 プロモホルム	0.09	
	30 ホルムアルデヒド	0.08	
色・味	31 亜鉛及びその化合物	1.0	水道管の亜鉛メッキ鋼管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると白く濁ります。他に鉱山、工場排水混入の恐れ。
	32 アルミニウム及びその化合物	0.2	高濃度に含まれると白く濁る原因になります。自然界には土壌、水、動植物などに化合物の形で含まれます。
	33 鉄及びその化合物	0.3	水道管の鉄管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると異臭味や赤水となり、洗濯物を着色する原因になります。
	34 銅及びその化合物	1.0	給水装置などに使用される銅管などから溶け出すことがあります。高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。
	35 ナトリウム及びその化合物	200	過剰に摂取すると高血圧症等が懸念されます。基準値を超えると水の味に影響するようになります。自然界に広く分布。水道では次亜塩素酸ナトリウムによる塩素消毒に使用されています。
	36 マンガン及びその化合物	0.05	管の壁に付着し、剥離して流出すると黒い水の原因となります。基準値を超えると黒く濁る原因となります。主に地質に起因。着色原因に。
	37 塩化物イオン	200	基準値を超えると塩味を感じるようになります。また、金属を腐食させる原因になります。自然水中に含まれます。多くは地質に由来。水道中の塩素イオンは消毒剤等によって増加。
	38 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	硬度とは、カルシウムとマグネシウムの合計量で、硬度が高いと石鹸の泡立ちが悪くなり、また、胃腸を害して下痢を起こす場合があります。味は硬度が高いと口に残るような味がし、低すぎると淡白でコクの無い味がします。
	39 蒸発残留物	500	水をそのまま蒸発させたときに残る物質の総量で、その成分は主にカルシウム、マグネシウム、ナトリウムなど無機塩類や有機物です。残留物が多いと苦味や渋い味となり、適度に含まれるとまるやかな味になります。

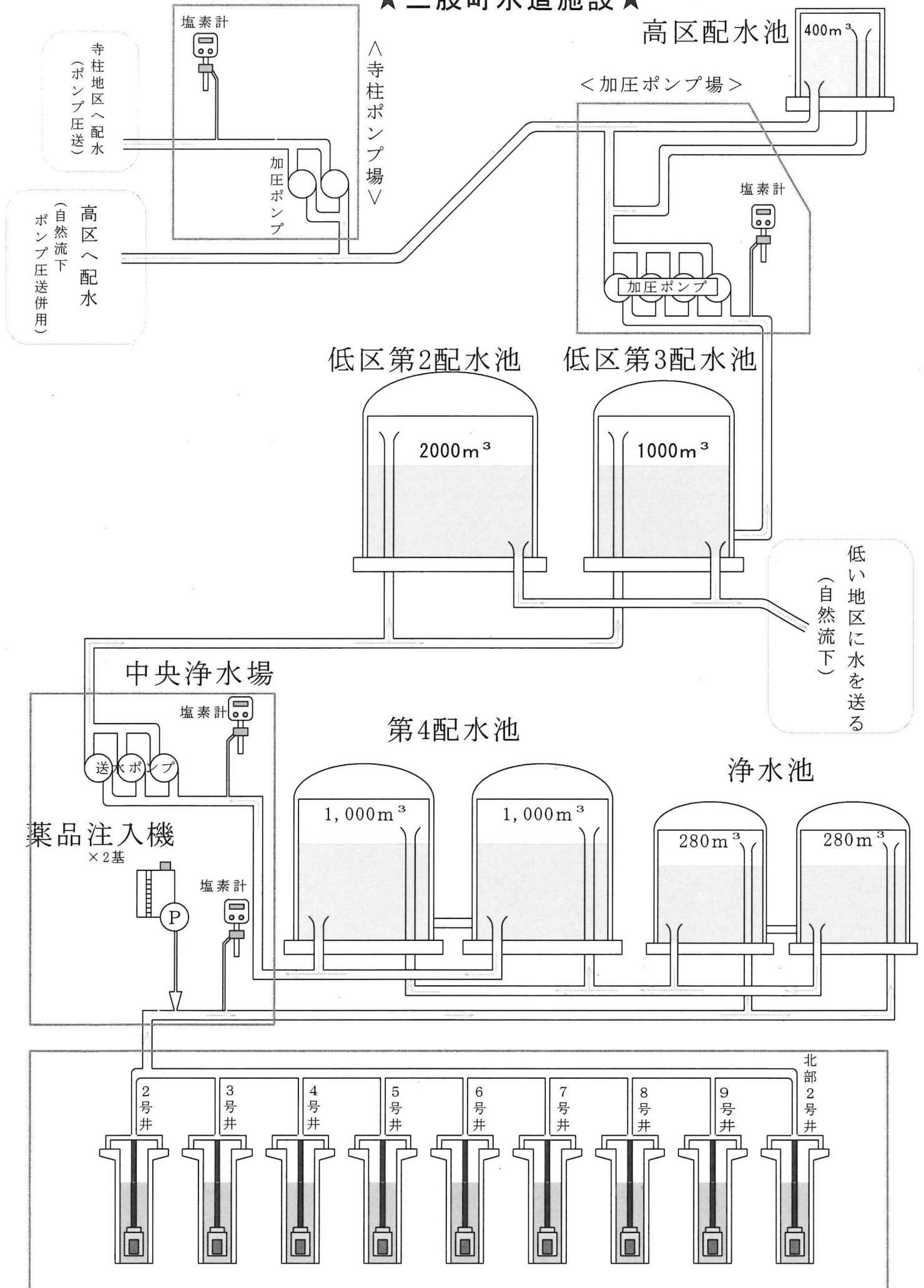
(参考資料)水質基準項目の説明

区分	項目	基準値 (mg/l)	説明
発泡	40 陰イオン界面活性剤	0.2	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因になります。
臭気	41 シェオスミン	0.00001	異臭味の原因物質で、藻の仲間により作られカビ臭を発生します。ダムの水など停滞水を水源とする水に発生しやすい。
	42 2-メチルイソボルネオール	0.00001	
発泡	43 非イオン界面活性剤	0.02	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因になります。
	44 フェノール類	0.005	この物質が含まれる原水を塩素処理すると、クロフェノールが生成され水に異臭味を与えるようになります。自然水中には含まれません。工場排水、防錆、防腐剤混入の恐れ。
味	45 有機物等(全有機炭素の量)	3	水中に存在する有機物中の炭素を有機炭素または全有機炭素(TOC)といい、水中の有機物濃度を推定する指標として用いられます。下水、し尿、汚水等を多く含む水の混入、汚染プランクトン類の繁殖の疑い。
基礎的性状	46 pH値	5.8~8.6	水の酸性やアルカリ性の程度を表す指標で、7が中性。7より小さいほど酸性が強く、7より大きいほどアルカリ性が強くなります。地下水は二酸化炭素が多く含まれているので微酸性のことが多く、配管やポンプが錆びやすい。
	47 味	異常でない	水の味は、地質、化学薬品などの混入や藻類等微生物の繁殖によるもののほか、配管の腐食などに起因することがあります。
	48 臭気	異常でない	水の臭気は、藻類等や放線菌等によるカビ臭物質、フェノールなどの有機化合物が原因です。塩素処理によるカルキ臭、水道管等の内面塗装剤に由来することもあります。
	49 色度	5	水の色の程度を数値で示すもの。色の原因は、主にフミン質と呼ばれる植物等が微生物により分解された有機高分子化合物や鉄やマンガン等金属類です。赤水は鉄、黒水はマンガン、青水は銅が原因。
	50 濁度	2	水の濁りの程度を数値で示すもの。濁りの原因は、主に管内の錆や堆積物が流出した微粒子で、粘土性物質、鉄錆、有機物質などです。給水栓水の濁りは配・給水施設や管の異常を示します。

三股町上水道施設位置図
(中央区域)

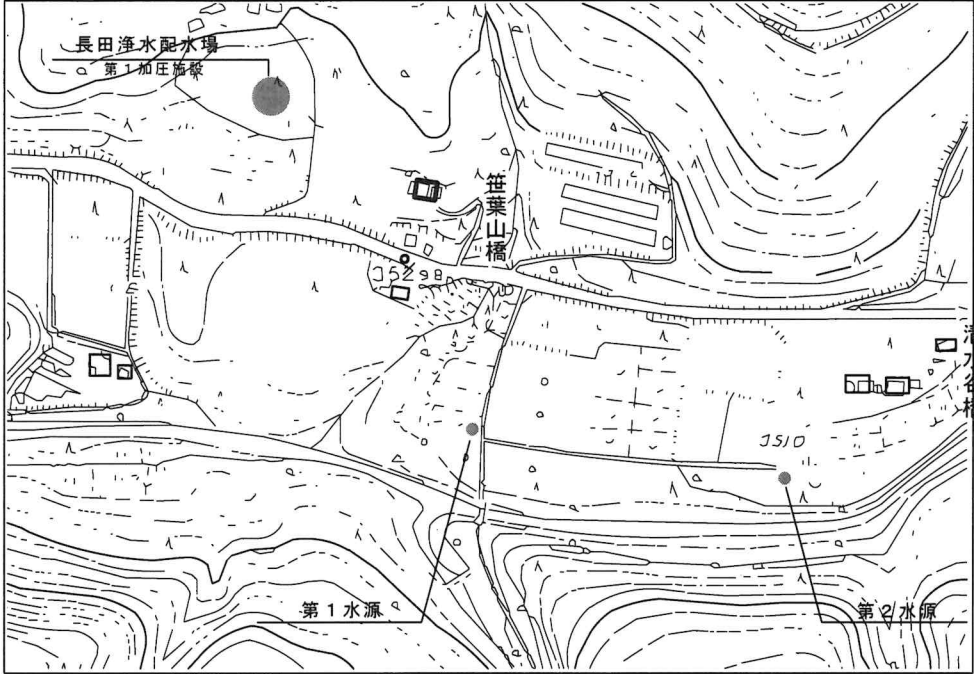


★三股町水道施設★

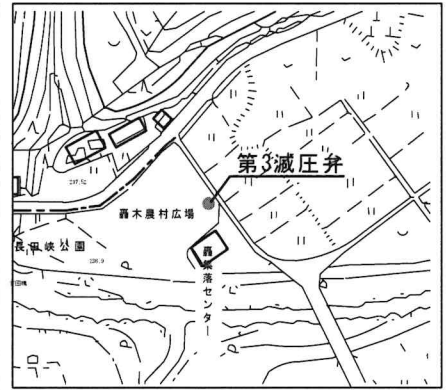
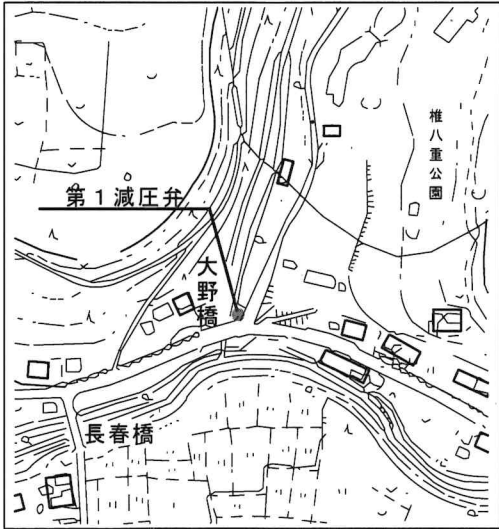


長田上水道施設位置図

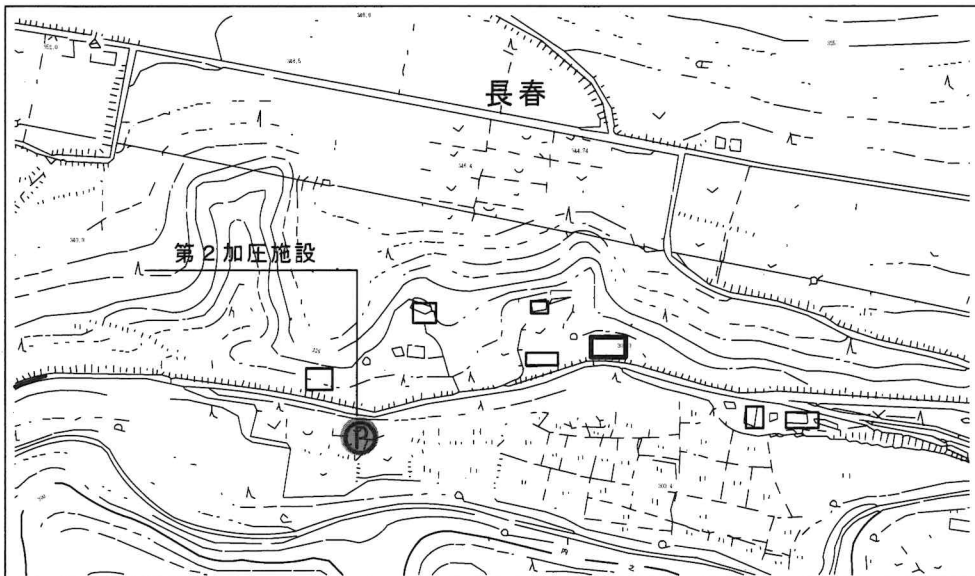
(長田区域)



減圧施設



加圧施設



★三股町長田区域水道施設フロ－図★

